

設計業務について

1 設計範囲

行政サービス施設占有部（下図赤枠内）は、行政施設整備に係るC工事区分に加え、内装、間仕切り（区画処理）、電気設備、空気衛生設備、防災設備等、B工事区分についても設計を行うことが必要となる。

なお、工事区分及び設計条件については、本プロポーザル業務の参加資格を有すると認められた者に別途提示する。

また、委託候補者には設計説明会により内装設計指針を示すものとする。



2 共用部

エントランス、トイレ、通路等の共用部は、青森県と青森市で協議・調整の上、共同で整備する。なお、設計及び工事に係る経費は青森県と青森市で折半する。

諸室	要件等
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・男性：大便器1台、小便器2台、洗面台2台 以上 ・女性：便器2台、洗面台2台 以上 ・多機能便所：1室
授乳室	<ul style="list-style-type: none"> ・1室
通路	<ul style="list-style-type: none"> ・避難経路を設けること。 (消防法、建築基準法等の各種法令に適合したものとする。) ・台車等での荷物や作品の運搬に配慮すること。
エントランス	<ul style="list-style-type: none"> ・行政サービス施設の奥の市施設まで見通せるようなレイアウトとすること。 ・行政施設の催事情報を提供する設備を設置すること。
防犯	<ul style="list-style-type: none"> ・開館時間外の対応として、シャッターとの防犯設備を設置する。 ・防犯カメラを設置する。

その他	<ul style="list-style-type: none"> ・電気、空調等について、県施設と市施設の区分を可能とすること。また、光熱水費等について、県と市が個別に把握可能なものとする。 ・Wi-Fi 対応とすること。 ・当該フロアへのアクセスはホテルエントランスと共用のエレベーターのみとなるため、行政施設へ誘導するための工夫が必要である。
-----	--

3 留意事項

- (1) 本業務にあたっては、本建物所有者（東日本旅客鉄道株式会社）、建築工事及び設計監理者との調整が必要となるので留意すること。
- (2) 建築基準法、消防法、電気事業法、日本産業規格、その他各種関連法規および基準等に準拠すること。
- (3) バリアフリー、ユニバーサルデザイン、環境等に配慮すること。

4 委託候補者選定後のスケジュール（予定）

令和4年 6月下旬 設計業務委託契約
6月下旬 設計説明会（東日本旅客鉄道株式会社より内装設計指針提示）
9月中旬 設計業務中間報告①（B・C工事設計図書提出、概算工事費積算）
12月中旬 設計業務中間報告②（概算工事費精査）
令和5年3月17日 履行期限
ただし、本業務の進捗状況により変更となる場合がある。